

只木ゼミ前期第6問

甲(47歳、女性、158 cm)が路上に停めていた自動車によって自車の進行に困難を感じたA(25歳、男性、180 cm、スポーツマン体型)が、甲に対して怒号する等したため、これに立腹した甲が「言葉遣いに気をつけろ」と言ったところ、Aは「お前、舐めた口きくなよ。殴られたいのか」と言いつつ、拳を体の前で合わせ、威嚇するポーズをとり甲に近づいた。怖くなった甲が自車の方へ後ずさりすると、Aはさらに目前まで迫ってきた。その時、甲は自車の中に刃渡り17.7 cmの果物ナイフがあることを思い出し、Aを脅して危害を免れる目的でこれを車内から取り出し、腰のあたりに構えた上、約3m離れて対峙しているAに対し「殴れるのやったら殴ってみい」と言い、これに動じることなく「刺せるもんなら刺してみい」と言いながら2、3歩近づいてきたAに対し、「切られたいんか」と言った。

その時、Bが偶然にもその場を通りかかり、甲とAが今にも喧嘩を始めそうな状況を目撃し、Bはこのままでは刀傷沙汰になると思ったことから、「警察を呼ぶぞ」と大声を出した。Bの声を聞いた甲とAは、警察が来るのはまずいと思い、それぞれの車へと戻った。

しかし、その後も怒りが収まらなかったAは、車に戻った後、自車を発進させようとしていた甲車の進路をふさいだうえで、「許さないからな」と叫びながら車外へ出て、同じく、ナイフを手にしながら自車を降りた甲へ、向かっていった。

そして、甲は殴りかかってきたAを身をひるがえしてよけ、Aの足元をめがけてナイフを突き出したが、かすめた程度であった。さらに甲の行為に一切ひるまず向かってきたAに対して、甲はナイフを振り回して対抗したところ、ナイフがAの大腿部に刺さり、Aはその場に転倒した(以下、「第1暴行」)。

転倒しているAを目前にして、甲は後日仕返しを受けるのを避けるために徹底的に痛めつけようと思い、近くにあった鉄パイプで倒れているAの身体を手加減することなく滅多打ちにした(以下、「第2暴行」)。これらの一連の行為によって、Aに大腿部刺創、全身打撲等の傷害を負わせた。なお、第1暴行、第2暴行の際に使用したナイフと鉄パイプは、甲が、自身の指紋をふき取ったうえで当該現場に投げ捨てた。

甲の罪責を検討せよ。

参考条文:暴行行為等処罰ニ関スル法律 第1条

第一条 団体若ハ多衆ノ威カヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威カヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

参考判例:最高裁平成元年11月13日第二小法廷判決
東京地裁平成6年7月15日判決

最高裁平成 6 年 6 月 30 日第二小法廷決定
最高裁平成 20 年 6 月 25 日第一小法廷判決